

利 用 料 金 表

《 入院 》

2025. 6. 1～

項 目			単 価	月 額（30日）	
医療費 自己負担額 ※一般患者の場合	後期高齢者 1割・2割		自己負担上限額 1～3 回	57,600 円	
	高齢受給者 1割・2割		4回目以降	44,400 円	
	後期高齢者 3割		～裏面参照～		
	高齢受給者 3割				
	国保・社保 3割				
実 費 負 担 額 （税込）	食事費	現役並み所得者 一般所得者		510円（1食）	45,900円
		※指定難病で特定医療費受給者証所持者の方は1食300円（月額27,000円）となります。			
	居住費	65歳以上の方		370円（1日）	11,100円
		※指定難病で特定医療費受給者証所持者の方、および所得区分Ⅰの方で老齢福祉年金受給者（明治44年4月2日～大正5年4月1日の間に生まれた方）は居住費はかかりません。			
	おむつ代	紙おむつ	SM（32枚入り）	1枚当り 242円	7,744円（1袋）
			M（30枚入り）	1枚当り 242円	7,260円（1袋）
			L（26枚入り）	1枚当り 242円	6,292円（1袋）
		尿とりパッド	男性用（68枚入り）	1枚当り 77円	5,236円（1袋）
			女性用（30枚入り）	1枚当り 77円	2,310円（1袋）
		紙パンツ	M（24枚入り）	1枚当り 220円	5,280円（1袋）
			L（22枚入り）	1枚当り 220円	4,840円（1袋）
			LL（20枚入り）	1枚当り 220円	4,400円（1袋）
	洗濯代			1,650円（半月）	3,300円
	テレビ貸出料（希望者のみ）			204円（1日）	6,120円
	物品購入代（嗜好品・日用品・消耗品等）				使 用 分
	理容代			1,980円（1回）	
	差額室料			458号室	3,300円（1日）
				460号室	3,300円（1日）

医療法人積善会 積善病院

☆ 医療費自己負担・食費負担軽減の制度 ☆

(限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証)

市民税非課税世帯の方は、医療費自己負担額と食費が減額されます。市役所へ申請し、病院へご提示下さい。病院にご提示いただかない場合、減額になりませんのでご注意下さい。

区分Ⅱ・区分Ⅲ：市民税非課税の世帯に属する方

区分Ⅰ：市民税非課税の世帯で、各種控除後の世帯員の所得が0円となる世帯に属する方

《医療費自己負担額》

2025.4.1～

高齢受給者・後期高齢者医療保険			国保・社保（協会けんぽ）		
所得区分	負担割合	入院医療費 自己負担上限月額	所得区分	負担割合	入院医療費自己負担上限月額
現役並み所得者 （Ⅲ）	3割	252,600 円＋（医療費－ 842,000 円）×1% ※4回目以降 140,100 円	（ア）	3割	252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1% ※4回目以降 140,100 円
現役並み所得者 （Ⅱ）		167,400 円＋（医療費－ 558,000 円）×1% ※4回目以降 93,000 円	（イ）		167,400 円＋（医療費－558,000 円）×1% ※4回目以降 93,000 円
現役並み所得者 （Ⅰ）		80,100 円＋（医療費－ 267,000 円）×1% ※4回目以降 44,400 円			
一般所得者 （一般Ⅱ）（一般Ⅰ）	1・ 2割	57,600 円 ※4回目以降 44,400 円	（ウ）		80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1% ※4回目以降 44,400 円
区分Ⅱ	1割	24,600 円	（エ）		57,600 円 ※4回目以降 44,400 円
区分Ⅰ		15,000 円	（オ）		35,400 円 ※4回目以降 24,600 円

《食費》

高齢受給者・後期高齢者医療保険			国保・社保（協会けんぽ）	
所得区分	食事負担額（月額）		所得区分	食事負担額（月額）
	医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ・Ⅲ		
現役並み所得者（Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ）	510円／食 （45,900円）	510円／食 （45,900円） ※指定難病の場合は 300円／食 （27,000円）	（ア）	510円／食 （45,900円） ※指定難病の場合は 300円／食 （27,000円）
一般所得者（一般Ⅱ）（一般Ⅰ）			（イ）	
区分Ⅱ（オ）	240円／食 （21,600円）	240円／食 （21,600円） ※入院91日以降 190円／食 （17,100円）	（ウ）	
			（エ）	
区分Ⅰ	140円／食 （12,600円）	110円／食 （9,900円） ※指定難病の場合も含む	（オ）	240円／食 （21,600円） ※入院91日以降 190円／食 （17,100円）

詳しくは、各市町村窓口へお問合せ下さい。